

令和8年6月12日（金）
香川海区漁業調整委員会 事務局
（水産課漁業調整室資源管理グループ）
担当者 益井・湯谷（内線 3973）
（電話 087-832-3477）

香川県におけるイダコ釣りのルールが公的規制になりました

県では、令和5年度から、激減したイダコ資源の保護を図るため、遊漁者に対し、「イダコ釣りの期間を9月1日から10月15日までとし、期間中は昼12時までに納竿する」というルールへの協力を呼びかけてきました。

イダコ資源の低迷が続く中、当該ルールに法的根拠を持たせることにより実効性を高めるため、6月12日付けで漁業法に基づく委員会指示を発出しました。

1. 背景と目的

- ・近年、イダコ資源は激減しており、その回復が喫緊の課題である。
- ・漁業者は、小型個体のリリースなど資源管理に自主的に取り組んでいる。
- ・一方で、遊漁者による相当量の採捕実態があることから、県は令和5年度から、遊漁者に対し、イダコ釣りの期間・時間を限定するルールへの協力を呼びかけてきた。
- ・イダコ産卵床（貝殻にイダコの卵を産み付けさせたもの）の放流など、資源増殖の取組も進めており、直近の漁獲量はわずかに増加しているものの、資源水準は依然として低い。
- ・このため、県がこれまで遊漁者に協力を求めてきた釣りの期間・時間を限定するルールについて、実効性を高めるため、香川海区漁業調整委員会^{*1}が漁業法に基づく委員会指示^{*2}を発出した。

※1 海区漁業調整委員会：水産資源の持続的な利用の確保や水面の総合的な利用を図ることにより、漁業生産力を発展させることを目的に、地方自治法及び漁業法に基づき設置された行政委員会。〈根拠：漁業法第136条、地方自治法第180条の5〉

※2 委員会指示：海区漁業調整委員会が、水産動植物の繁殖保護や漁場の使用に関する紛争の防止などの漁業調整のために関係者に対し、水産動植物の採捕や漁場の使用に関する制限などを指示すること。なお、委員会指示そのものには直接的な罰則はないが、指示に従わない場合には、知事の命令を経て罰則が適用される。〈根拠：漁業法第120条及び第191条〉

2. 今回発出した委員会指示の概要

○ 採捕の制限：香川県海面におけるイダコ釣りの期間を9月1日から10月15日までとし、当該期間中における釣りの時間を正午までとする。（※従来から協力を呼びかけてきた内容と同じ）。

→委員会指示の本文は、別添「香川県報第11386号」のとおり。

○ 有効期間：令和8年8月1日～令和9年7月31日（1年間）

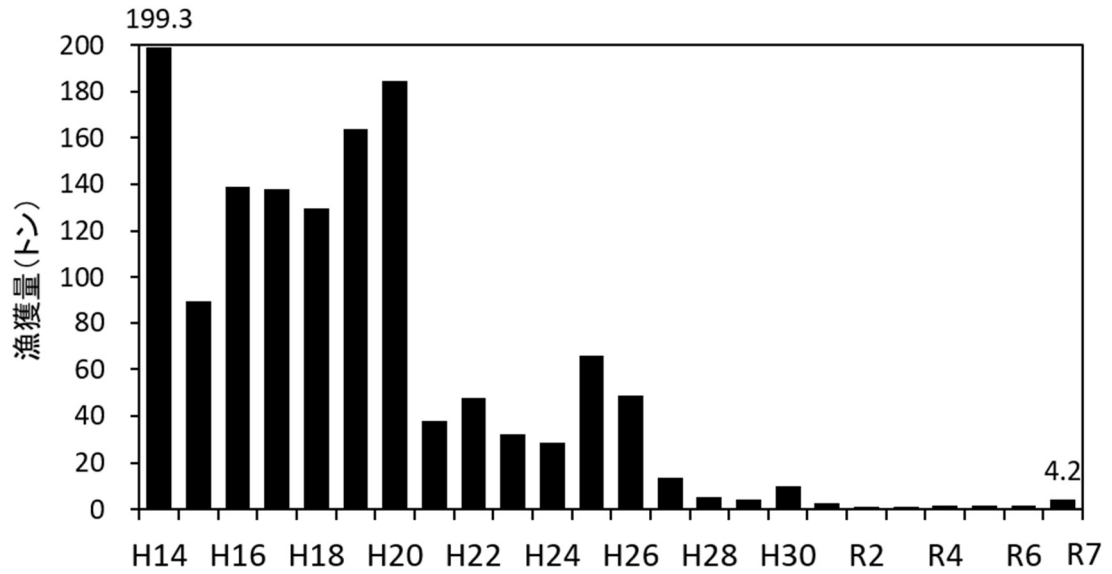
※資源状況や採捕実態を踏まえて、毎年更新・見直しを行う予定。

3. 今後のスケジュール

時期	内容
6月12日（本日）	委員会指示の発出（県報掲載）
6～7月	周知活動
8～10月	県指導船による海上での指導・取締

4. その他

○香川県内6漁協のイイダコ漁獲量



●香川海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年6月12日

香川海区漁業調整委員会会長 北尾登史郎

1 採捕の制限

いいだこ資源の保護を図るため、次に掲げる海域並びに期間及び時間においては、次に掲げる方法によりいいだこを採捕してはならない。

(1) 海域

香川県海面

(2) いいだこの採捕を禁止する期間及び時間

期 間	時 間
令和8年8月1日から同月31日まで及び 同年10月16日から令和9年7月31日まで	終日
令和8年9月1日から同年10月15日まで	正午から翌日午前0時まで

(3) 方法

釣り（船舶を使用したものに限る。）

2 適用除外

この指示は、試験研究を目的として香川県又は香川県の委託を受けた者が採捕する場合については、適用しない。

3 指示の有効期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで